

最低工賃の改正決定に関する公示

東京労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都革靴製造業最低工賃（令和5年東京労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年4月14日

東京労働局長 増田 嗣郎

東京都革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき金額欄に掲げる金額

業務	品目		規格		工程 (下記の工程を全て行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びびも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	928 円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	783 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	1,465 円
		サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け
底付け (セメント方式によるものに限る。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ及び本底張付け	788 円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	874 円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,010 円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,266 円
	サンダル	牛革の地生		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	704 円
裁断	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びびも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	160 円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137 円
				ショートブーツ	ファスナー付き、はぎ付き（2か所に行うものに限る。）及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断
		サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断